

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 12 日現在

機関番号：32608

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520802

研究課題名（和文） バスク地方における脱領域化・再領域化のボーダースケープに関する地理学的研究

研究課題名（英文） A geographical study on the borderscape of de-territorialization and re-territorialization in the Basque Country

研究代表者

石井 久生（ISHII HISAO）

共立女子大学 国際学部 准教授

研究者番号：70272127

研究成果の概要（和文）：

本研究は、主権国家の境界空間、いわゆるボーダーランドに位置するバスク地方が、領域として実体化する様子を、ボーダースケープという景観概念を導入して分析することを目的とした。バスク自治州、ナバラ自治州を中心に現地調査を実施し、ボーダースケープの生産に關与する諸アクタと空間の相互作用を明らかにした。ボーダースケープの指標として基礎自治体名称変更のバスク語化に注目して分析したところ、様々な主体の關与によるボーダースケープの生産過程が観察された。

研究成果の概要（英文）：

This study aims to describe de-territorialization and re-territorialization process of the Basque Country which is situated in the borderland of Spain and France, by introducing a concept of "borderscape." In order to accomplish this objective, a series of fieldwork was realized in the Autonomous Communities of Euskadi and of Navarre, focusing on official denomination change of municipalities as an indicator of the Basque borderscape, and analyzing interaction between various actors which participate in the process of borderscape production. As a result, it is possible to conclude that the re-territorialization of the Basque Country is a fruit of political and cultural practices of varieties of actors which participate in the Basque language normalization and Basque identity reproduction.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：人文地理学・人文地理学

キーワード：文化地理学、バスク地方、国境地域、ボーダースケープ

1. 研究開始当初の背景

研究代表者である石井は、これまでスペイン・バスク地方におけるバスク語話者の増加傾向の地理学的特徴とその諸要因に関する

研究を進め、言語の地理学的研究の成果を公表してきた。

その過程で、言語空間の主たるアクタである住民と制度の空間への働きかけを観察す

るうちに、言語空間という概念だけでは把握しきれない問題が浮上してきた。バスク地方の脱領域化・再領域化の過程とナショナル・アイデンティティの生成過程に、国境に位置するというこの地方のロカリティーが深く関与しているという問題である。スペインとフランスという主権国家の国境にありながら、「バスク地方 Euskal herria」という空間的次元が近年実体性を帯びつつあるのはどうしてなのだろうか。それを検証するためには、境界でありながら領域を構成するという両義性を総括するために、「境界空間」という空間概念を導入する必要があるという考えに至った。そして、この空間的次元における超国家、国家、自治州、住民などの社会的・文化的アクタの相互作用の表象の総体を「ボーダースケープ」と定義し、政治的・社会的表象にとどまらず、空間が共有するバスク語、バスク文化など共通項の表象をも内包した景観論的視座から、この空間的次元を検証すれば、バスク地方の脱領域化と再領域化の過程を、境界空間におけるボーダースケープという従来にない観点から分析することが可能になるはずだと想定した。

2. 研究の目的

本研究は、上記背景に記したような空間概念と景観概念を導入することで、政治地理学、社会地理学、文化地理学、エスニック地理学など関連する地理学諸分野をすべて視野に入れた学際的な境界地域研究の視座を確立し、さらには人文・社会諸科学の空間論の成果を取り込んだ「境界空間の地理学」を構築したうえで、従来にない斬新な視点からバスク地誌を記述することを目的とした

3. 研究の方法

ボーダースケープと境界空間の理論的枠組みを構築し、境界空間の地理学を確立するために、以下のような具体的研究方法を計画した。

(1) ボーダースケープ、境界空間の定義と研究方法の確立

バスク地方のボーダースケープの検証をとおして、境界空間を地理学的に分析するための従来にない方法論を確立する。そのために、現地調査を中心とする実証主義的手法と、文献調査、情報解析を中心とする理論主義的手法、これら2つの手法を採用するとともに、両者を有機的に統合し、境界空間のボーダースケープに多元的にアプローチすることを試み、境界空間の地理学の理論的・実践的枠組みを構築する。

(2) ボーダースケープの地理学的分析手法の確立

本研究課題では、ボーダースケープを、境界空間における主たるアクタの相互作用と、

アクタと空間の双方向的働きかけにより生成される景観と定義し、主たるアクタを、nationの3つの空間的次元 (supra-nation, nation-states, sub-nations)、そして境界空間に関与する諸制度とそこに居住する住民と仮定する。これら nations, 諸制度, 住民の双方向的働きかけが、境界空間におけるボーダースケープにどのように具現化されるかを、景観観察、聞き取り調査、文献調査をとおして解明することにより、境界空間に地理学的にアプローチするための実践的手法を確立する。

(3) 境界空間の地理学の理論的研究

境界地域に関する地理学的研究は、ヨーロッパ各地域を対象として進められている。それらを分析することで、従来の研究成果を、境界空間における脱領域化と再領域化のボーダースケープの概念として深化しつつ、バスク地方の事例と比較する。そして境界空間に共通するボーダースケープの諸要素を抽出する。この一連の過程を経ることで、ボーダースケープ分析の理論的枠組みに関する知識を深化させ、境界空間の地理学の理論的基礎を確立する。

4. 研究成果

(1) ボーダースケープを定義する理論的作業

本研究をはじめめるにあたり、まずボーダースケープを記述するための指標を検討した。検討を重ねた結果、本研究ではバスクのボーダースケープの指標としての「地名」に着目することとした。地名は、場所の記憶を現在につたえる媒介者である (Alderman 2008)。場所をめぐる過去と現在との関係を地名から究明する試みは、これまでも言語学や人類学の分野で精力的に進められてきた。ただし自治体名称の場合、その地名の命名や変更には、自然の造営に対する人文的解釈のみでなく、時々のエリート集団の政治的思惑や権力バランス、その所作としての法体系が反映される。バスクの地名変更の実際とその学術的・法的基準を精査した Cierbide (2002), Gorrotxategi (2003, 2006), Galé et al.

(2008) は、バスクの地名が政治的実践の所作であることを示した典型であろう。地理学分野では 1990 年代以降に進展した批判政治地理学がこの問題を取り扱ってきた。その中で Cohen and Kliot (1992) のイスラエルの地名研究に代表されるように、国家や地域の形成過程における地名の役割や、地名が政治環境の変化により書き換えられる過程に注目したナショナリズム研究が発展した。それと同時期に注目されるようになったポストコロニアルな文脈に注目した研究では、Nash (1999) や Light (2004) に代表されるように、衰退しつつあった言語や文化の復権と同

じ文脈で地名の復権を解明しようとした。地名の変更を検証する場合、政治的動向に注目することは不可欠であるし、並行してポストコロニアルな状況下でそこに関与する文化的事象に注目することも重要である。それらを総体としてとらえる試みの大きな枠組みが、今回提唱するボーダースケープという景観概念であるといえる。

地名は、自治州や県、基礎自治体などの行政体の名称から、山や河川などの自然地形名称、さらには道路や公園などミクロな構造物に付けられた名称まで多岐の分野にわたる。スペイン・バスク地方では、バスク自治州やナバラ自治州の自治確立以降続くバスク語正常化の流れの中で、バスク語地名への変更が進行中である。地名変更は膨大な数に及ぶが、その中でも比較的追跡が容易なものがある。それが我が国の市町村に該当する「基礎自治体」の名称変更である。すべての変更は、州政府や各県の「公報」で周知が図られるため、公報を網羅的にチェックすれば、名称変更の実施時期と変更前後の名称が明らかになる。さらに公報には、変更の際に準拠した法令も記載されている。さらに変更手続き中に関連機関に意見の相違が生じた場合には、その内容も記載されている。これらの記載を精査することにより、基礎自治体の一連の名称変更過程、そこに関与する諸アクタとそれら相互の関係、そしてその結果生産される総体としてのボーダースケープが明らかになる。名称変更の注目される事例を取り上げ、聞き取り調査を実施する。聞き取りによる情報収集で、ボーダースケープをリアルに描写することを試みた。

(2) バスク自治州のボーダースケープ——その熱狂と転換

①基礎自治体名称変更と関与主体

バスク自治州には現在251の基礎自治体が存在するが、2008年末までの段階で名称を変更したのは158自治体に達する。

基礎自治体の名称変更は、バスク語の公用語としての地位を初めて明記した自治州憲

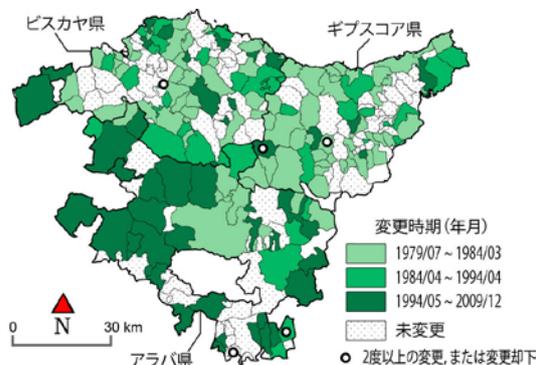


図1 バスク自治州における基礎自治体名称変更 (1979.07-2009.12).

表1 バスク自治州基礎自治体名称変更ケースの期間別・県別状況*

期 間	アラバ県	ビスカヤ県	ギブスコア県	期間合計
第I期 1979年7月~84年3月	4	33	34	71
第II期 1984年4月~94年4月	6	18	11	35
第III期 1994年5月以降	26	21	5	52
【うちバイリンガル地名】	(7)	(2)	(7)	(4)
	[17]	[1]	[0]	[18]
県別合計	36	72	50	158
	(2)	(4)	(2)	(8)
基礎自治体総数**	51	112	88	251

* 名称変更の基準日は、州公報、各県公報に明記された署名日とした。

** 基礎自治体総数は2008年12月末を基準とする。

章(ゲルニカ憲章)が制定された1979年以降に進行した。そこから1984年3月以前を第I期とすると、この時期の名称変更は、基礎自治体や州政府などの行政主導で進められたところに特徴がある。法的には、スペイン中央政府から自治州政府への行政権限移譲を規定した行政権限移譲法(1978年)に依拠している。したがってこの時期の名称変更は、中央と地方との関係の変化を論拠としているともいえる。この期間に71の自治体が名称変更したが、その大多数がバスク語話者密度の高いギブスコア県とビスカヤ県に集中した。

1984年4月から1994年4月までを第II期とする。1984年以降の名称変更は、基礎自治体名称変更法(1983年)に依拠して進められた点に特徴がある。同法は、バスク語使用正常化を推進するバスク語使用正常化基本法(1982)の内容を受けて、基礎自治体の名称変更の具体的手続きを明記している。同法適用により、従来の変更が中央政府との関係修正という他律的立場に依拠していたのに対し、州内でのバスク語正常化運動という自律的主張にのっとった立法に依拠するようになった。また同法は、名称変更の際にバスク語アカデミー(Euskaltzaindia)の諮問を受けることを明記している。これにより、学術組織が名称変更の主体として重要な役割を担うようになった。ただしこの期間に名称変更した自治体は35に減少し、名称変更は停滞期に入った。バスク語話者密度の低い州南部や州西部の自治体では名称変更が進まず、それを打破するには何らかの仕掛けが必要であった。

1994年5月以降の第III期は、州南部で名称変更が進行した点に特徴がある。それを可能にしたのが、これまでになかった名称変更方法としての両言語併記のバイリンガル名称の登場である。その最初のケースは、1994年5月12日付で公報に掲載されたサルバティエラSalvatierraからSalvatierra/Agurainへの変更であった。カスティーリャ語名称とバスク語名称をスラッシュで区切っているが、スラッシュは自治体名称を使用する状況に応じてSalvatierraかAgurainを適宜選択することが可能であることを意味しており、従

来あったハイフンで連結した名称とは性格が全く異なる。ちなみにサルバティエラはアラバ県東部に位置し、19世紀半ばにはすでにバスク語が使用されなくなっていたとされる。

1994年5月以降、バイリンガル地名への変更は18ケースあり、この期間の名称変更全体の3分の1以上を占めた。これは、この期間の名称変更自治体の地理的分布がアラバ県へ大きくシフトしたことが関係する。この期間中のアラバ県内の名称変更は26ケースであるが、同期間のバスク自治州全体における変更の半数に達する(表1)。それ以前にアラバ県内の名称変更が占めた割合が10分の1以下であったことと比較すれば、名称変更の中心がアラバ県へシフトしている状況が理解できる。さらにアラバ県の26ケース中、実に17ケースがバイリンガル名称への変更であった。

アラバ県でのバスク語使用の歴史に言及したOtsoa de Alda and Breñas (2002)によれば、北部を除くアラバ県の大部分の地域では1850年頃にはバスク語が使用されなくなっていた。バスク語地名の痕跡は各所に残されているために、それを復活させることは技術的には可能である。しかし、1世紀以上バスク語を使用してこなかった住民は、カスティーリャ語話者コミュニティへの帰属意識が強く、慣れ親しんだカスティーリャ語地名を容易には放棄しない。このような地理的・歴史的環境下にある地域において地名のバスク語化を進めるには、二者択一的使用を可能としたバイリンガル名称の採用は、極めて有効な手段であったといえる。

バスク語使用の痕跡の貧弱なアラバ県の基礎自治体は、上記のような制度的環境下に置かれることにより、バイリンガル地名への変更という流れを生み出した。このような名称変更の新傾向の出現は、「バスク」というボーダーランドがさらなるボーダーランドを内包しており、バスク自治州という上位のボーダーランドの領域化を推進する秩序と、下位のボーダーランドのローカルな主張との対立がこの時期に深刻化したことの反映であろう。「バスク」という領域は、1970年代末の自治確立により実現された有界化を契機に再領域化が進行した単体としての空間として考えられがちである。しかし現実には、自治確立と同時にバスクに組み込まれることになったボーダーランドも存在する。「バスク自治州」という上位のボーダーランドでは、その政治的指導者らがバスク語をシンボルとする地域的アイデンティティにより強化される領域の構築をもくろむが、その地域的アイデンティティのベクトルは、内在的なボーダーランドのエリートや住民のアイデンティティのそれと必ずしも一致しな

い。こうして内なるボーダーランドの指導者や住民は、そのアイデンティティのベクトルが主流と異なるが故に不安定な状況に置かれるわけであるが、その不安定性を解決する最適の手段が、名称変更においてはバイリンガルという両義的命名法の採用であったのである。

②バスク語正常化に即した再領域化

バスク自治州における基礎自治体の名称変更は、バスク語正常化の文脈において進行しており、正常化は自治州全域に適用される法制度に立脚したものである。このような観点からすれば、バスク自治州は立法制度からみれば均質な空間であるといえる。しかし、そこで活動し相互に干渉する主体(州、基礎自治体、住民、学術組織など)には多様な方向性が存在するうえに、それら主体の方向性は自治州よりもミクロあるいはマクロな地域次元の意思を反映する場合があります。さらにはしばしば変化する。そのため地名という景観の変化から観察した空間は不均質で動的な印象を与える。このように、多様な主体の干渉をとおして多様な地域次元の意思を集約しつつ再領域化を経験しつつあるのが、バスク自治州であるといえる。

(3) ナバラ自治州のボーダースケープ—— 穏健性に隠されたダイナミズム

① ナバラのバスク語正常化の特殊性

ナバラ自治州は西に隣接するバスク州とともにスペイン・バスク地方の一部であり、バスク語話者が存在する。1982年、ナバラ組織法(他州の自治憲章に相当)が制定され、その中でバスク語のスペイン語と並ぶ公用語の地位が明記されたことで、基礎自治体名

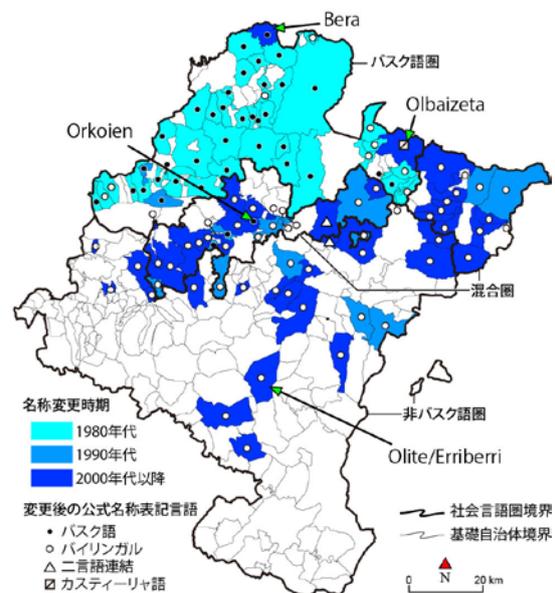


図2 ナバラ自治州における基礎自治体名称変更
(1989.12-2011.12).

称のバスク語化が進行した。

スペイン国内には固有の言語を公用語とする州は6州あるが、ナバラ自治州が他と異なるのは、州内を3つの社会言語圏に分け、バスク語の公用語の地位を領域により制限している点である。バスク語の公用語としての地位は、バスク語圏ではスペイン語と同等に保障されるが、混合圏や非バスク語圏では段階的に制限される。このように特殊な地理的・社会言語的環境を念頭に、名称変更に関与する主体とその関与方法、主体間に作用する力学を明らかにし、ナバラ自治州の基礎自治体名称変更の地理をボーダースケープとして描写することを試みた。

② 名称変更時期と地理的分布

ナバラ自治州の272の基礎自治体のうち、2011年12月までに名称変更を経験したのは100の自治体に達する。名称変更の方法と関与する主体には、変更時期と地理的分布に対応した特徴がある。

1980年代の名称変更を経験した自治体は43あるが、その地理的分布はバスク語圏に限られ、多くがバスク語名称への変更である。その原因は、バスク語の公用語としての地位を明記した「バスク語法(1986)」に依拠してナバラ自治州政府が一括して変更したことにある。バスク語法は3つの社会言語圏ごとの公用語の地位を定義しているが、その8条に「バスク語圏では公式名称をバスク語とするか、スペイン語で異なる名称が存在する場合は両者を使用する」とある。州政府は、この条文を受けてバスク語アカデミーにバスク語名称の検証を諮問し、その回答を受けてバスク語圏の自治体名称を1989年に一括認定した。

1990年代は、混合圏や非バスク語圏で二者択一的なバイリンガル名称へと変更する自治体が登場するが、その数は17自治体と少ない。これらの変更の根拠もバスク語法にある。同法8条は混合圏と非バスク語圏の公式名称にも言及しており、「公式名称は現行のものか、バスク語の伝統的名称が存在する場合は両者を使用する」としている。さらに1990年制定の州法「地方自治法」の21条に自治体名称変更の具体的手続き(自治体発議で1カ月以上の公示のうえ州政府の承認を受ける)が示されたうえ、バスク語アカデミーにより州全域のバスク語地名一覧が1990年に公表されたことで、混合圏や非バスク語圏においても名称変更に着手する自治体が登場するようになったのである。

2000年代以降名称を変更した自治体は43と急増する。これは2006年に州文部省から独立したバスク語院(Euskarabidea)が名称変更推進キャンペーンを展開したことによる。しかしこの時期、基礎自治体と州政府の間で衝突も顕在化した。例えばバスク語圏の

Bera(旧Bera/Vera de Bidasoa)、混合圏のOrkoien(旧Orcoyen)の自治体からの変更発議は、8条規定を根拠に州政府により否決された。両ケースとも自治体側が州裁判所に提訴し、結局は変更が承認されたが、その間の過程には、バスク語正常化を支援する代議士や弁護士らが関与した。

③ ボーダースケープにおける政治的実践の表象

ナバラ自治州における基礎自治体名称変更は、バスク語正常化という文脈に位置付けることができそうであるが、必ずしもそうとはいえない。そもそも州議会で長年与党にあるナバラ国民党はナバラの独自性とスペイン中央政府との関係を重視するスタンスを貫いており、バスク語正常化に積極的ではない。社会言語圏の設定自体が消極性の反映である。そのような環境からして、ナバラ自治州の基礎自治体名称変更のボーダースケープには、住民や政治家らの政治的実践が表象しやすい。その例のひとつが州南部のOlite/Erriberiの事例である。同自治体は2009年当時、バスク語政策に寛容な左派勢力が地方議会多数を占めていたために、Oliteというカステーリャ語単独名称からバイリンガル名称へ変更した。しかし2011年3月の選挙で右派勢力が地方議会多数を占めたことで、同年9月に単独名称Oliteへ再変更することを可決している。この動きに対しては、バスク語正常化を推進するバスク語アカデミーやバスク語擁護派の弁護士集団らが異論を唱えている。この事例から言えることは、地名のバスク語化は政治の影響を強く受けており、政治的主体の関与を解明する必要があるということである。ただし今回の調査では、ナバラ州中部のOrkoienの名称変更では自治体のテクノクラート集団が重要な役割を果たしたことが明らかになり、さらにナバラ州北部バスク語圏のOrbaizetaではバスク語アカデミーの複雑な関与が観察された。最近のナバラの事例では各主体の政治的実践がボーダースケープにおける表象としての名称変更に注目してきたが、バスク語正常化に関与する広範な主体の作用が観察されることから、ボーダースケープはバスク語正常化の総合作用として観察する必要がある。ナバラ自治州の基礎自治体名称変更という言語景観は、バスク語正常化を推進する各主体(基礎自治体、住民、学術組織など)と、それとは異なる指向の主体、これら主体の政治的実践の表象であるといえる。

(4) 総括

ボーダーランドを舞台とした再領域化という現象を分析するには、それぞれの分野において、あるいは分野横断的にも多様な手法が存在する。本論では、バスクをボーダーラ

ンドという地理的座標に位置付けたうえで、学際的な空間論を展開するために、ボーダースケープという景観概念を導入した。そしてそれを具体的に描写するために、基礎自治体名称の変更という指標を採用した。

スペイン・バスク地方における基礎自治体名称変更の一連の過程から、ボーダースケープの生産と消費に関与するアクタとその行為を描写すると、全体的に大きなひとつのベクトルが存在するものの、詳細に観察すればその指向と力点は各自治州や基礎自治体など、それぞれ地域次元で実に多様であるといえる。自治州主導で再領域化が進行しつつあると考えられがちなバスク自治州の場合、基礎自治体名称の最終的決定権を握るのは自治州自身であり、名称変更のベクトルはバスク語の復権という大義と向きを同じくする。その実現のために自治州は、関連立法を整備し強固な制度的枠組みを構築し、言語政策局を中心とする強力な実行部隊を用意し、バスク語をシンボルとする自治州の領域性の強化に努める。しかし名称変更の主体である基礎自治体は、それぞれが経験してきた歴史的記憶、環境をも含めた地理的立地条件など、多様な属性を反映して、バスク語の復権という論理のみでは行動しない。その傾向はナバラ自治州においてさらに強まる。ナバラ自治州の場合、中央政府との政治的関係がバスク自治州のとるスタンスと異なるうえ、言語政策にも3つの社会言語圏を採用するなど、独特のバスク語正常化政策を展開している。そのような環境下で、基礎自治体名称のバスク語かは、バスク自治州と比較して、より複雑な展開を示し、より多くの主体の複雑な関与が観察される。

バスク地方のボーダースケープを描写する過程で見えてきたのは、多様な指向性のベクトルの束として成り立つボーダーランドの多義性であった。しかしそこには、バスク語の正常化やバスクアイデンティティの復活といった大きなひとつの方向性というものも確固として存在する。ただしその大きな流れと衝突する事例も存在するのは確かである。摩擦が頻発して関与の方法・程度が複雑化しても、その帰結としての景観は必ず生産され、住民や他のアクタはそれを消費する。研究代表者は、そのような事例がいくつか存在することを、これまでのフィールドワークで直感的に発見してきている。それらの事例の精査には慎重さと根気が必要であるが、それを実現したうえでバスク地方のボーダースケープを、より鮮明に躍動感あるものとして描写することが、筆者の今後の重要な研究課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 石井久生, バスク語地名の復活にみるボーダーランドの多義性とローカル・イニシアティブ, 共立国際研究, 査読無, 27, 2010, pp. 1-25.
- ② 石井久生, バスク地方におけるバスク語の再活性化, 新地理, 査読無, 58(2), 2010, pp. 30-41.
- ③ 石井久生, バスク自治州のバスク語成人教育にみる領域, 境界, アイデンティティの諸相, 共立国際研究, 査読無, 26, 2009, pp. 53-73.

[学会発表] (計3件)

- ① Ishii, Hisao, El paisaje lingüístico del País Vasco desde la mirada de un japonés / Euskal Herriko paisaia, japoniar baten ikuspegitik. Conferencia del Día Internacional de Euskera 国際バスク語の日会議(招待講演), 2011年12月2日, デウスト大学(スペイン).
- ② 石井久生, スペイン・ナバラ自治州の地名変更にみるボーダーランドの言語景観, 日本地理学会秋季学術大会, 2011年9月24日, 大分大学.
- ③ 石井久生, バスク自治州における地名変更にみるバスクの再領域化, 日本地理学会秋季学術大会, 2009年10月24日, 琉球大学.

[図書] (計3件)

- ① 山下清海, 『現代のエスニック社会を探る——理論からフィールドへ』学文社, エスニック集団の言語景観, 石井久生, 20-29, バスク自治州にみるボーダーランドの言語景観——基礎自治体名称バスク語化の事例から, 石井久生, 2011, pp. 147-167.
- ② 川成 洋・坂東省次, 『スペイン文化事典』丸善, バスク語, 石井久生, 2011, pp. 562-563.
- ③ 矢ヶ崎典隆, 『世界地誌シリーズ 4 アメリカ』朝倉書店, 増加するヒスパニック, ヒスパニック・バリオ, 石井久生, 2011, pp. 136-144.

6. 研究組織

石井 久生 (ISHII HISAO)

共立女子大学・国際学部・准教授

研究者番号: 70272127